

令和元年度

事業概要

交通局



# 目 次

I	交通局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和元年度 主要事業	10





## 交通局

### 総務課

#### <総務係>

- (1) 局、課に属する庶務並びに局内の事務の連絡調整に関する事。
- (2) 広報及び広聴に関する事。
- (3) 例規の制定、改廃、編さん及び保存に関する事。
- (4) 神戸交通振興株式会社との連絡調整に関する事。
- (5) 事務の監査、指導及び改善に関する事。
- (6) 文書の収発に関する事。
- (7) 庁舎、加入電話及び乗用自動車の管理に関する事。
- (8) 課に属する物品に関する事。
- (9) 経理契約に関する事。
- (10) 出納事務に関する事。
- (11) 公印の管守に関する事。
- (12) 一時借入金に関する事。

#### <経営企画係>

- (1) 局の基本的施策の立案及び各種事業計画の調整に関する事。
- (2) 事業の経営改善に対する基本的施策の調査及び研究並びに経営改善の推進に関する事。
- (3) 交通事業審議会の庶務に関する事。
- (4) 事業の経営分析に関する事。
- (5) 職員提案に関する事。
- (6) 予算の原案及び予算に関する説明書の作成並びに管理に関する事。
- (7) 財政計画及び資金計画に関する事。
- (8) 決算書その他財務諸表の作成に関する事。
- (9) 市会議案に関する事。
- (10) 企業債に関する事。
- (11) 交通事業基金に関する事。
- (12) 業務状況の報告に関する事。
- (13) 固定資産の総括に関する事。

### 職員課

#### <職員係>

- (1) 課に属する庶務に関する事。
- (2) 職員の任免、服務その他身分に関する事。
- (3) 職員の表彰及び懲戒に関する事。
- (4) 職員分限懲戒審査会に関する事。
- (5) 職員衛生管理審査会に関する事。
- (6) 職員の安全衛生及び災害補償に関する事。
- (7) 職員の福利厚生に関する事。
- (8) 職制に関する事。
- (9) その他人事に関する事。
- (10) 課に属する物品に関する事。
- (11) 労働組合に関する事。
- (12) 労働条件の調整及び労働事情の調査に関する事。
- (13) 職員の給与の支給に関する事。
- (14) 被服貸与に関する事。

<研修係>

- (1) 研修所の管理及び運営に関する事。
- (2) 研修の企画及び実施に関する事。
- (3) 研修資料の調査及び研究に関する事。

営業推進課
-------

<推進係>

- (1) 課に属する庶務に関する事。
- (2) 運輸収入等の集計に関する事。
- (3) 市バス・地下鉄の営業案内に関する事。
- (4) 自動車事業及び高速鉄道事業の遺留品に関する事。
- (5) 自動車事業及び高速鉄道事業の定期券の発売に関する事。
- (6) 自動車事業及び高速鉄道事業の連絡運輸に関する事。
- (7) 自動車事業の乗車券及び乗車料金等の収入（営業所の取扱い分を含む。）に関する事。
- (8) 自動車事業の手元保管金及び前渡金の出納整理に関する事。
- (9) 営業統計に係る調査・報告に関する事。
- (10) 所管事項に係る神戸交通振興株式会社との事業調整に関する事。
- (11) 課に属する物品に関する事。

<調整係>

- (1) 乗合自動車（一般乗合）及び高速鉄道の運賃制度（他事業者との調整を含む。）に関する事。
- (2) 情報システム化の計画・調整に関する事。
- (3) 交通利用情報のシステム整備・計画，運用，分析に関する事。
- (4) 営業統計の作成・確定及び分析に関する事。

<企画事業係>

- (1) 自動車事業及び高速鉄道事業に係る乗客増対策及び収益力の向上に関する事。
- (2) 自動車事業及び高速鉄道事業の企画乗車券の企画立案に関する事。
- (3) 収益力向上のための他の交通事業者との連携事業に関する事。
- (4) KOBEカード協議会に関する事。

<資産活用係>

- (1) 自動車事業及び高速鉄道事業の広告及び事業用宣伝に関する事。
- (2) 既設テナントビル等に係る事務に関する事。
- (3) 高速鉄道の駅構内営業に関する事。
- (4) 自動車事業及び高速鉄道事業に係る新規附帯事業の調整及び実施に関する事。
- (5) 不動産の取得，借入，管理，処分（事業の用に供されているものの管理を除く。）に関する事。
- (6) 財産の保険契約に関する事。

自動車部

市バス運輸  
サービス課

<調査係>

- (1) 部及び課に属する庶務並びに部内の事務の連絡及び調整に関する事
- (2) 営業所との連絡及び調整（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事
- (3) 市バス営業所管理の委託に関する評価委員会に関する事
- (4) 課及び営業所に属する物品に関する事

<運転係>

- (1) 自動車の運転計画の実施に関する事
- (2) 運転計画による自動車職員の総合的勤務計画に関する事
- (3) 運行記録計の解析に関する事

<計画係>

- (1) 自動車事業の事業計画の策定に関する事
- (2) 前号に関する事務の申請及び報告に関する事
- (3) 国土交通省、関係団体等との連絡調整及び照会回答に関する事
- (4) 自動車事業関係交通調査に関する事
- (5) バスターミナル整備に関する計画及び調整に関する事
- (6) 路線の新設に伴う停留所の新設に係る関係団体等との連絡調整に関する事
- (7) バスターミナル施設に係る維持、管理に関する事

<お客様サービス係>

- (1) お客様サービスの向上に関する事
- (2) 路線の維持整備及び安全対策の基本に関する事
- (3) 走行環境の改善に関する事
- (4) 停留所施設の設置（簡易なものに限る。）及び維持並びに関係団体等との連絡調整に関する事

<安全管理・教育係>

- (1) 自動車職員の服務指導及び業務指導の基本に関する事
- (2) 安全運転の指導及び運転事故の防止対策に関する事
- (3) 事業上生じた事故の処理（営業所の所管に属するものを除く）に関する事
- (4) 事業上生じた事故の損害賠償に関する事
- (5) 自動車保険に関する事
- (6) 安全マネジメントの推進に関する事
- (7) 自動車職員のマナーの向上及び運転事故の防止に関する研修に関する事

市バス車両課

<計画係>

- (1) 課に属する庶務に関する事。
- (2) 自動車車両の総合整備計画に関する事。
- (3) 自動車検査員業務に関する事。
- (4) 自動車車両の整備の委託・外注計画の実施及び検査に関する事。
- (5) 魚崎，中央南，松原，落合，西神各委託営業所車庫の整備関係業務の管理・検収に関する事。
- (6) 自動車車両の事業計画に伴う新車購入業務及び安全対策処理対応業務に関する事。
- (7) 自動車車両の技術的開発に関する調査，研究及び設計に関する事。
- (8) 主務官庁への文書の作成，進達及び車両購入等における国庫補助申請に関する事。
- (9) 課に属する施設の整備，改良，保守管理及び総括に関する事。
- (10) 車庫の管理及び自動車車両の保管の総括に関する事。
- (11) 車庫における自動車車両の点検整備及び修理の総括に関する事。
- (12) 設備及び備品等の軽微な補修費用の支出に関する事。
- (13) 課に属する物品に関する事。

<整備係>

- (1) 車両工場における自動車車両の点検整備及び修理に関する事。
- (2) 自動車車両の部品の製作及び修理に関する事。
- (3) 係施設の保守及び管理に関する事。

車庫（2）

- (1) 石屋川，中央及び垂水営業所車庫の管理に関する事。
- (2) 自動車車両の車庫における点検整備及び修理に関する事。
- (3) 自動車車両の保管に関する事。
- (4) 管理委託営業所車庫の整備関係事務の管理・検収に関する事。

営業所（1）

〔石屋川・中央・垂水〕

- (1) 所の管理及び庶務に関する事。
- (2) 配属車両の配操車及び運行管理に関する事。
- (3) お客様サービスに関する事。
- (4) 所属職員の勤務割当に関する事。
- (5) 所属職員の服務指導及び業務指導に関する事。
- (6) 定期券を除く乗車券類（整理券を含む。）の発売，整理，保管及び処分に関する事。
- (7) 乗車料金等の収入に関する事。
- (8) 手許保管金及び両替・通報用現金の出納整理に関する事。
- (9) 第2号に関し，市バス車両課計画係及び車庫との調整に関する事。
- (10) 設備及び備品等の軽微な補修に関する事。
- (11) 路線の軽微な維持整備及び安全対策に関する事。
- (12) 停留所施設及びバスターミナル施設の管理に関する事。
- (13) 走行環境の改善に関する関係機関との連絡調整に関する事。
- (14) 事業上生じた事故の処理に関する事。
- (15) 神戸北町操車場に関する事（中央営業所に限る。）。

高速鉄道部

地下鉄運輸  
サービス課

<運輸係>

- (1) 部及び課に属する庶務並びに部内の事務の連絡及び調整に関する事
- (2) 統括所との連絡及び調整（他の課の所管に属するものを除く。）
- (3) 高速鉄道の交通調査に関する事
- (4) 国土交通省，関係団体等との連絡調整及び照会回答に関する事（統括所に属するものを除く）。
- (5) 課に属する物品に関する事
- (6) 他鉄道との相互直通運輸計画調整に関する事
- (7) 高速鉄道における広聴に関する事

<安全対策係>

- (1) 高速鉄道の事故防止の総合計画に関する事
- (2) 高速鉄道の事業上生じた事故の総合調整に関する事
- (3) 教育訓練の計画に関する事
- (4) 高速鉄道の規程等の見直しに関する事
- (5) 列車及び駅の巡回応援に関する事
- (6) 高速鉄道の安全に関する運動に付随する事務に関する事
- (7) 安全マネジメントの推進に関する事

施設課

<計画係>

- (1) 課に属する庶務に関する事
- (2) 高速鉄道土木施設の保守管理（保線区の所管に属するものを除く。）及び保守の総括に関する事
- (3) 高速鉄道土木施設の調査，計画，設計及び工事に関する事
- (4) 自動車土木施設の設計及び工事に関する事
- (5) 高速鉄道土木施設に係る関係法手続きに関する事
- (6) 高速鉄道土木施設の対外的な連絡調整に関する事
- (7) 高速鉄道事業の基本計画及び事業計画の調整に関する事
- (8) 高速鉄道事業に係る基本的手続きの調整に関する事
- (9) 高速鉄道事業に係る沿道被害の補償に関する事
- (10) 営業所施設の整備及びバスターミナル施設の改修及び改良に関する事
- (11) 保線区との連絡調整に関する事
- (12) 課に属する物品に関する事

<建築係>

- (1) 高速鉄道建築施設の更新事業に関する事
- (2) 高速鉄道建築施設の調査，計画及び設計に関する事
- (3) 高速鉄道建築施設の営繕工事に関する事
- (4) 自動車建築施設の営繕工事に関する事

<設備係>

- (1) 高速鉄道の空調，換気及び給排水設備並びに駅及び車庫建物附帯電気設備の更新事業に関する事。
- (2) 高速鉄道の空調，換気及び給排水設備並びに駅及び車庫建物附帯電気設備の調査，計画及び設計に関する事。
- (3) 高速鉄道の空調，換気及び給排水設備並びに駅及び車庫建物附帯電気設備の工事に関する事。
- (4) 高速鉄道の空調，換気及び給排水設備の機械保守に関する事。
- (5) 高速鉄道の電気設備保守（電気システム課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (6) 自動車事業の空調，換気及び給排水設備並びに建物附帯電気設備の改良工事等に関する事。
- (7) 自動車事業の自家用電気工作物の保守に関する事。

保線区（2）

- (1) 高速鉄道の軌道及び関連施設の計画及び設計に関する事。
- (2) 高速鉄道の軌道及び関連施設の工事に関する事。
- (3) 高速鉄道の土木施設，軌道及び関連施設の保守管理に関する事。
- (4) 高速鉄道の軌道用機材の管理に関する事。

電気システム課

<信号通信係>

- (1) 課に属する庶務に関する事。
- (2) 高速鉄道の信号保安，通信設備の計画及び設計に関する事。
- (3) 高速鉄道の信号保安，通信設備の新設，大規模改良工事に関する事。
- (4) 高速鉄道の信号保安，通信設備の調査，協議及び関係法手続きに関する事。
- (5) 情報技術に係わるシステムの調査，協議，計画，設計及び施工に関する事。
- (6) 電気区との連絡調整に関する事。
- (7) 高速鉄道の信号保安，通信設備に関する受託工事の調査，協議，計画，設計及び施工に関する事。
- (8) 課に属する物品に関する事。

<電力係>

- (1) 高速鉄道の変電及び電力線路設備の計画及び設計に関する事。
- (2) 高速鉄道の変電及び電力線路設備の新設，大規模改良工事に関する事。
- (3) 高速鉄道の変電及び電力線路設備の調査，協議及び関係法手続きに関する事。
- (4) 変電区との連絡調整に関する事。
- (5) 高速鉄道の変電及び電力線路設備に関する受託工事の調査，協議，計画，設計及び施工に関する事。

変電区（2）

- (1) 高速鉄道の電力指令に関する事。
- (2) 高速鉄道の変電設備の保守管理に関する事。
- (3) 高速鉄道の変電設備の改良工事に関する事。

電気区（２）

- (1) 高速鉄道の信号保安及び通信設備の保守管理及び改良工事に関すること。
- (2) 高速鉄道の電力線路設備の保守管理及び改良工事に関すること。

地下鉄車両課

<車両係>

- (1) 課に属する庶務に関すること。
- (2) 高速鉄道（西神・山手線に限る。）の車両の調査、計画及び設計に関すること。
- (3) 高速鉄道（西神・山手線に限る。）の車両保守に係る総合計画に関すること。
- (4) 高速鉄道（西神・山手線に限る。）の車両検修施設の工事に関すること。
- (5) 高速鉄道（西神・山手線に限る。）の車庫構内施設の保安管理に関すること。
- (6) 高速鉄道車両の総合計画に関すること。
- (7) 課に属する物品に関すること。

<検車係>

- (1) 高速鉄道（西神・山手線に限る。）の車両の保守管理に関すること。
- (2) 高速鉄道（西神・山手線に限る。）の車庫構内運転に関すること。
- (3) 高速鉄道（西神・山手線に限る。）の検車設備の保守管理に関すること。

<御崎検修係>

- (1) 高速鉄道（海岸線に限る。）の車両の調査、計画、設計及び保守管理に関すること。
- (2) 高速鉄道（海岸線に限る。）の車両保守に係る総合計画に関すること。
- (3) 高速鉄道（海岸線に限る。）の車庫構内運転に関すること。
- (4) 高速鉄道（海岸線に限る。）の車両検修施設に係る総合計画及び保守管理に関すること。
- (5) 高速鉄道（海岸線に限る。）の車庫構内施設の保安管理に関すること。

運転統括所（１）

<調整係>

- (1) 所に属する庶務並びに事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 高速鉄道の乗務システムの改良に関すること。
- (3) 国土交通省、関係団体等との連絡調整及び照会回答に関すること（運転統括所に属するものに限る。）。
- (4) 所に属する物品に関すること。
- (5) 高速鉄道の運転計画に関すること。
- (6) 高速鉄道の運行管理計画に関すること。
- (7) 他鉄道との相互直通運輸計画調整に関すること。
- (8) 業務ビル（名谷，荇藻）の管理に関すること。

運転指令区  
(2)

- (1) 高速鉄道の運行管理に関する事。
- (2) 高速鉄道の運転指令に関する事。
- (3) 所属職員の勤務割当に関する事。
- (4) 所属職員の業務指導及び教育訓練に関する事。

乗務区  
(2)

〔名谷・苅藻〕

- (1) 高速鉄道の列車又は車両の運転に関する事。
- (2) 高速鉄道の車内乗客の接遇及び取扱いに関する事。
- (3) 所属職員の勤務割当に関する事。
- (4) 所属職員の業務指導及び教育訓練に関する事。
- (5) 高速鉄道の車内の遺留品に関する事。
- (6) 高速鉄道の運転事故の現場処理（当初対応）に関する事。
- (7) 高速鉄道の列車又は車両の管理（ただし、運転中に限る。）に関する事。

駅務統括所  
(1)

<お客さまサービス係>

- (1) 所に属する庶務並びに事務の連絡及び調整に関する事。
- (2) 高速鉄道の駅務システムの改良に関する事。
- (3) 国土交通省、関係団体等との連絡調整及び照会回答に関する事（駅務統括所に属するものに限る。）。
- (4) 所に属する物品に関する事。
- (5) お客様サービスの向上に関する事。
- (6) 駅乗降客の調査に関する事。
- (7) 乗車券及び乗車料金等の収入（管区の取扱い分を含む。）に関する事。
- (8) 駅施設及び駅間ネットワークの維持・管理に関する事。

管区 (2)

〔三宮・名谷・西神中央・海岸線〕

- (1) 高速鉄道の駅構内（留置車両を含む。）の管理に関する事。
- (2) 高速鉄道の乗車券の発売及び整理並びに乗車料金の収入に関する事。
- (3) 高速鉄道の乗客の接遇及び取扱い（名谷乗務区及び苅藻乗務区の分掌するものを除く。）に関する事。
- (4) 所属職員の勤務割当に関する事。
- (5) 所属職員の業務指導及び教育訓練に関する事。
- (6) 高速鉄道の駅構内の遺留品に関する事。
- (7) 高速鉄道の事業上で生じた事故（当初対応）に関する事。
- (8) 代替輸送の手配に関する事。

# 令和元年度主要事業

## 1. 子育て世帯の経済的負担の軽減

### (1) 地下鉄通学定期割引率の拡大

237,108 千円

#### ・「大学生」「中学生・高校生」区分の新設

(営業推進課)

市内の民間鉄道事業者と比較して低い割引率になっている地下鉄通学定期券の割引率について、消費税率改定にあわせて、新たに「大学生」「中学生・高校生」の区分を設け、割引率を拡大する。

具体的には、消費税率改定後の定期料金から「大学生」については5%、「中学生・高校生」については「大学生」からさらに5%（トータル約10%）の値下げを実施することで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

これにより、本市が目指す「輝く子どもたちの未来を創る」ことに資するとともに、地下鉄の利用を促進する。

### (2) 市バス共用区における同伴幼児無料人数の拡大

(営業推進課)

山陽バスと共同運行を行っている市バス共用区と神戸市内を走る山陽バス単独区間において、6歳（小学生）以上1名につき幼児（1歳から未就学の6歳まで）1名まで無料のところ、市バス単独路線、地下鉄と同じ幼児2名まで無料乗車の対象とすることで、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

## 2. 地下鉄駅舎の美装化

239,824 千円

(関連各課)

人口が集積するまちづくりの観点から核となる駅を目指し、名谷駅については駅・駅ビルのリニューアルに向けた詳細の検討を行うとともに、西神中央駅においては柱の塗装の塗りなおし、三宮駅においては床、壁、天井のクリーニング等を実施する。

### (1) 名谷駅

- ・専門的見地を活用した駅・駅ビルのリニューアルに向けた詳細検討
- ・改札内にベンチを設置し憩い空間を創出

### (2) 西神中央駅

- ・コンコースの柱の塗装の塗りなおし等の駅の美装化
- ・エレベーター更新工事

### (3) 三宮駅

- ・特殊素材の床・壁面・天井のクリーニングによる駅の美装化
- ・三宮駅東西改札口連絡通路の改修

**3. 海岸線和田岬駅 ホーム上の安全対策強化** **93,100 千円**  
**(地下鉄運輸サービス課)**

海岸線和田岬駅の混雑緩和を目的に、ホーム等の改修工事を行う。具体的には、1番線の列車停止位置を現在よりも三宮・花時計前駅寄りに変更するためのホームの拡張工事等を実施する。

- ・ホーム部分の延長や安全・防災設備、案内・標示設備等ホーム設備の改修・増設工事
- ・運行管理装置や乗客案内表示装置、列車非常停止装置等信号通信設備の改修・増設工事
- ・車両におけるシステム改修
- ・軌道内標識の移設

**4. 市バス「乗継ステーション」の設置** **10,000 千円**  
**(市バス運輸サービス課)**

乗り継ぎの多いバス停の環境を改善して利用者の利便性向上を図り、乗客増に繋げる。

(1) 隣地活用型

試験的にバス停の隣接地を活用して上屋、ベンチを設置する。

(2) コンビニ活用型

試験的にバス停の隣接地にあるコンビニのイトインコーナーに時刻表や乗継早見表を掲示する。

**5. 市バス料金收受システムの更新** **- 千円**  
**(債務負担限度額 1,100,000 千円)**  
**(営業推進課)**

IC化の促進を図るため、磁気券の廃止も含めたバス料金箱の更新及びICカード読取機の新設を検討する。また、料金が均一系統のバスの乗り方を乗車時にもタッチする方式(2タッチ)に変更し、詳細なデータを取得・活用することで、さらなるサービスの充実を検討する。

**6. 西神・山手線ホームドアの設置** **591,083 千円**  
**(施設課)**

駅ホームからの転落や車両との接触事故を防止するため、西神・山手線全駅へのホームドアの設置を進める。平成31年度は、西神中央駅、名谷駅、新長田駅の設計を完了し、工事に着手するとともに、平成35年度における全駅設置に向けての設計業務をすすめる。

## 7. 西神・山手線 新造車両の導入

6,198,423 千円

(地下鉄車両課)

西神・山手線車両の全 28 編成の更新を行う。平成 30 年度から平成 34 年度まで順次導入する予定で、平成 31 年度は 7 編成を導入する。新型車両は既存車に比べ、ホームドアとの連動対応、火災対策の強化、機器の故障時に迅速な対応が可能となる高度な機器監視装置の設置、戸ばさみの際に抜けやすくなる減圧機能付きの乗降扉の設置など安全性を向上させる。また、バリアフリー対応・快適性向上、省エネ性向上にも考慮した仕様とする

## 8. ラグビーワールドカップ 2019™ 神戸のまちへの観客誘導 2,200 千円

(営業推進課・市バス運輸サービス課)

ラグビーワールドカップ 2019™ 神戸開催の 4 試合がノエビアスタジアム神戸で開催されることから、市営地下鉄や市バス等が乗り放題となる企画乗車券を発売する。また、これと合わせて、先行して平成 30 年度に実施する海岸線車両のラッピングやバスマスクの掲出など PR を進めるほか、市バスではノエビアスタジアム行きバスの車内放送に英語案内を加え、神戸への誘客および公共交通の利用促進を図る。

## 9. 地下鉄駅施設のバリアフリー化の推進

215,282 千円

(施設課)

ひとにやさしい地下鉄を目指して、多様な利用者のニーズに対応するため、ユニバーサルデザインに配慮した施設の整備を進めていく。平成 31 年度は、西神・山手線湊川公園駅について、神戸電鉄との乗り換え経路の利便性向上に向けて新たなエレベーター設置に向けた実施設計を行うとともに、西神・山手線新神戸駅において、新たに改札内下りエスカレーターを設置するための工事に着手する。

## 10. 乗客増対策の推進

10,735 千円

(営業推進課・市バス運輸サービス課)

乗客増対策として引き続き交通局自主イベントのほか、沿線地域・関係機関とタイアップした各種事業を積極的に展開していく。特に平成 31 年度は大型のアートプロジェクト「TRANS-」等の開催に合わせて、車両や駅施設などの装飾や企画乗車券の発行などを行い、共同して事業を実施する。

さらに、交通局沿線情報サイト「神戸市交通局沿線 NAVI」や SNS を活用し、これらの取り組みを発信するほか、沿線大学の新生を対象に市バス・地下鉄の PR を行うことなどで、より効果的な乗客増及び集客増を図る。

- ・沿線におけるイベントなどの誘致・実施
- ・トップスポーツチームとの連携事業の展開

- ・イオンモールとの連携
- ・市バス周遊コース等のPR

### 11. 市バス営業所の管理委託の継続・拡充

4,643,407千円

(市バス運輸サービス課)

自動車事業における経営改善策として営業所の管理委託を継続する。平成29年度から平成33年度については、平成28年度に実施した提案競技で決定した受託事業者へ管理委託を行う。また、平成30年8月に開設した中央南営業所への路線(2系統)の一部委託の拡大を行う。

委託営業所	受託事業者
魚崎営業所	神戸交通振興(株)
中央南営業所	神姫バス(株)
松原営業所	阪急バス(株)
落合営業所	神姫バス(株)
西神営業所	〃